令和８年（フ）第２７５号
茨城県石岡市根当10680番地４
債務者　大槻一之亮
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第１０３４号
東京都東村山市栄町２丁目19番地３森田ビル301
債務者　中山　友美
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６０３号
東京都町田市成瀬が丘２丁目２番地３サニーライフ町田343
債務者　寺澤　利明
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１９９９号
横浜市港北区箕輪町３丁目20番９―503号
債務者　高津　賢司
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０７２号
横浜市中区寿町３丁目10番地３　大和荘512号室
債務者　岩崎　直人
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２２６号
代替住所Ａ（旧住所　横浜市鶴見区下野谷町３丁目96番地　小笹ハイツ302号室）
債務者　村野こず恵
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３４２号
横浜市西区中央２丁目45番22号　和楽荘103号
債務者　深井　妙子（旧姓高畠）
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２３４５号
横浜市鶴見区馬場４丁目34番３号　コーポユタカ102
債務者　堀合　玲香
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２４７３号
横浜市緑区北八朔町1856番地　高齢者グループホーム　ことぶきの里
債務者　松田　正巳
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３１１号
新潟市中央区関屋恵町10番８号
債務者　稲葉亜矢子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４１９号
新潟市東区幸栄３丁目９番22号　メゾンアイビスＢ号
債務者　松井由希（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４５７号
新潟市南区白根東町１丁目３番35号
債務者　風間　　恵
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４６９号
新潟市中央区鐙２丁目２番19号　シャトレーゼ鐙102号、前住所新潟市南区大通南２丁目72番地
債務者　黒川　茂子
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７５号
山梨県韮崎市中島２丁目３番34号　ルシーレ101号、前住所福島県福島市笹谷字三本松14番地の１　セジュール笹谷202
債務者　田村　豪人
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０８号
山梨県甲府市高畑１丁目２番42号
債務者　佐藤　詞温
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１９９号
長野県松本市大字岡田町506番地17
債務者　高橋みらい
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第２０９号
長野県松本市石芝４丁目３番２号　グリーンガーデン石芝Ｂ101
債務者　早川　貴浩
1　決定年月日時　令和８年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
長野地方裁判所松本支部